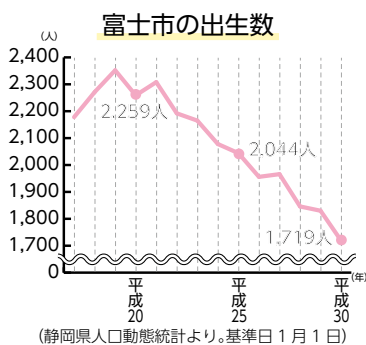


(仮称)富士市少子化対策プランを策定します

市の少子化の現状に即した施策を、総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や姿勢などを盛り込んだ「(仮称)富士市少子化対策プラン」を策定します。

富士市の少子化の現状は？

近年、富士市の出生数は左グラフのように減少傾向にあります。少子化の要因は、若者の経済的な不安定さや、仕事と子育ての両立の難しさ、子育ての負担感、働き方など様々なことが絡み合っています。そのため、それぞれの分野の効果的な施策を横断的・一体的に実施することが、成果につなげるポイントです。そこで、このプランでは、市だけでなく地域や企業などと官民協働により社会全体として、子育てに温かい環境を目指します。



どんなことを定めるの？

プランでは、富士市の少子化の現状や要因を示し、目指す将来像や基本目標を掲げています。また、柱となる政策を体系化した上で、具体的な取組などについて規定します。

【政策の柱(案)】

- ① 結婚・育児についての希望が実現できる環境づくり
- ② 子どもを安心して生み育てることができる環境づくり
- ③ 子育てをしながら、仕事もできる環境づくり
- ④ 出会い・結婚・出産・子育てに関する情報発信

(仮称)富士市少子化対策プランの策定に当たり、市民の皆さんの意見を募集する、パブリック・コメントを実施する予定です。募集期間や意見の提出方法などについては、今後、広報ふじや市ウェブサイトなどでお知らせします。

34歳以下の新婚さんの新生活を応援!

「はぐくむFUJI 富士市結婚新生活支援補助金」を創設しました

市では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引っ越し費用を補助する「はぐくむFUJI 富士市結婚新生活支援補助金」を創設し、交付申請を7月1日から受け付けます。ぜひご利用ください。

補助メニュー 令和2年1月1日から申請日までに出した転入または転居に係る次の費用

- **住宅取得費用**
婚姻を機に新たに住宅取得する際に要した費用
- **住宅賃貸費用**
婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- **引っ越し費用**
引っ越し業者または運送業者へ支払った費用

補助金額 住居費(住宅取得費または住宅賃貸費用)と引っ越し費用を合算した額に相当する額とし、上限額は下記のとおり

対象世帯	上限額
夫婦の一方または双方が令和2年1月1日以後に市外から転入した世帯	50万円
夫婦の双方が令和2年1月1日以前から市内に在住していた世帯	35万円

※勤務先から住宅手当等が支給されている場合、その支給額相当金額は対象外です。

※1,000円未満の端数は切り捨てます。

対象世帯 次の要件を満たす、令和2年1月1日以降に婚姻した世帯

- 夫婦の前年の所得合計額(★)が340万円未満であること
- ★所得合計額については、同年中に当該夫婦に係る奨学金の返済がある場合、当該額を控除した額。また、婚姻を機に離職し、申請時において無職の場合は、当該者の所得はなかったものとして算定した額。
- 婚姻日における夫婦の年齢がいずれも34歳以下であること

※このほかにも条件があります。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

申請期間 7月1日～令和3年3月31日

申込み 所定の申請書(こども未来課で配布・市ウェブサイトダウンロード可)に必要な書類を添えて、直接こども未来課へ。必要書類については、市ウェブサイトをご覧ください。

※応募者多数の場合、年度途中で事業を終了することがあります。



▲詳しくはこちら